

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 連結損益計算書</p> <p>第一節（第五節）（略）</p> <p>第六節 当期純利益又は当期純損失（第六十五条 第六十五条の三）</p> <p>第七節（略）</p> <p>第三章の二 連結包括利益計算書</p> <p>第一節 総則（第六十九条の二 第六十九条の四）</p> <p>第二節 その他の包括利益（第六十九条の五・第六十九条の六）</p> <p>第三節 包括利益（第六十九条の七）</p> <p>第四章 連結株主資本等変動計算書</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 その他の包括利益累計額（第七十三条・第七十四条）</p> <p>第四節（第七節）（略）</p> <p>第五章（第七章）（略）</p> <p>附則</p> <p>（適用の一般原則）</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 連結損益計算書</p> <p>第一節（第五節）（略）</p> <p>第六節 当期純利益又は当期純損失（第六十五条・第六十五条の二）</p> <p>第七節（略）</p> <p>第四章 連結株主資本等変動計算書</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 評価・換算差額等（第七十三条・第七十四条）</p> <p>第四節（第七節）（略）</p> <p>第五章（第七章）（略）</p> <p>附則</p> <p>（適用の一般原則）</p>

第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定のうち第二十四条の第二第一項において準用し、及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。））についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表又は第九十三条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。））により作成する場合において当該指定国際会計基準により作成が求められる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法は、財務諸表等規則第一条の三の規定の適用を受けるものを除き、この規則の定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2・3 (略)

(適用の特例)

第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定のうち第二十四条の第二第一項において準用し、及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。））についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表又は第九十三条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。次条において同じ。））により作成する場合において当該指定国際会計基準により作成が求められる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法は、財務諸表等規則第一条の三の規定の適用を受けるものを除き、この規則の定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2・3 (略)

(適用の特例)

第一条の二 国際的な財務活動又は事業活動を行う会社として次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（以下「特定会社」という。）が提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第七章の定めるところによることができる。

一 次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

イ 八（略）

二 会社、その親会社、その他の関係会社（第十五条の四第四号に規定するその他の関係会社をいう。）又は当該その他の関係会社の親会社が、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 外国の法令に基づき、当該法令の定める期間ごとに国際会計基準（国際的に共通した企業会計の基準として使用されることを目的とした企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体であつて前条第三項各号に掲げる要件のすべてを満たすものが作成及び公表を行った企業会計の基準のうち、金融庁長官が定めるものをいう。以下同じ。）に従つて作成した企業内容等に関する書類を開示していること。

(2)・(3)（略）

二（略）

2 | 特定会社の子会社が次に掲げる要件のすべてを満たす場合には、当該子会社を特定会社とみなして、前項（各号列記以外の部分に限る。）及び第七章の規定を適用する。

一 | 法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法

第一条の二 国際的な財務活動又は事業活動を行う会社として次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（以下「特定会社」という。）が提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第七章の定めるところによることができる。

一 次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

イ 八（略）

二 会社、その親会社、その他の関係会社（第十五条の四第四号に規定するその他の関係会社をいう。）又は当該その他の関係会社の親会社が、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 外国の法令に基づき、当該法令の定める期間ごとに国際会計基準（国際的に共通した企業会計の基準として使用されることを目的とした企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体であつて前条第三項各号に掲げる要件のすべてを満たすものが作成及び公表を行った企業会計の基準のうち、金融庁長官が定めるものをいう。以下この号及び第九十三条において同じ。）に従つて作成した企業内容等に関する書類を開示していること。

(2)・(3)（略）

二（略）

（新設）

第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づき提出する有価証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行つていること。

二 指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、当該基準に基づいて財務諸表を適正に作成することができるとする体制を整備していること。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 三十五 (略)

三十六 会計方針 連結財務諸表の作成に当たつて採用した会計処理の原則及び手続をいう。

三十七 表示方法 連結財務諸表の作成に当たつて採用した表示の方法をいう。

三十八 会計上の見積り 資産、負債、収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。

三十九 会計方針の変更 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更することをいう。

四十 表示方法の変更 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更することをいう。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 三十五 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

四十一 会計上の見積りの変更 新たに入手可能となつた情報に基づき、前連結会計年度以前の連結財務諸表の作成に当たつて行つた会計上の見積りを変更することをいう。

(新設)

四十二 誤謬 その原因となる行為が意図的であるか否かにかかわらず、連結財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかつたこと又は誤つて使用したことにより生じた誤りをいう。

(新設)

四十三 遡及適用 新たな会計方針を前連結会計年度以前の連結財務諸表に遡つて適用したと仮定して会計処理を行うことをいう。

(新設)

四十四 連結財務諸表の組替え 新たな表示方法を前連結会計年度以前の連結財務諸表に遡つて適用したと仮定して表示を変更することをいう。

(新設)

四十五 修正再表示 前連結会計年度以前の連結財務諸表における誤謬の訂正を連結財務諸表に反映することをいう。

(新設)

(連結包括利益計算書)

(新設)

第七条の二 連結包括利益計算書は、連結財務諸表提出会社の連結会計年度に対応する期間に係る連結会社の当期純利益及びその他の包括利益の金額を基礎として作成しなければならない。

(比較情報の作成)

(新設)

第八条の三 当連結会計年度に係る連結財務諸表は、比較情報(当連結会計年度に係る連結財務諸表(連結附属明細表を除く。))に記載された事項に対応する前連結会計年度に係る事項をいう。()を含め

て作成しなければならない。

第十三条 連結の範囲に関する事項その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項については、次に掲げる事項に区別して注記しなければならない。

一～四 (略)

2～5 (略)

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更に関する注記)

第十四条 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項のうち、連結の範囲又は持分法適用の範囲を変更した場合には、その旨及び変更の理由を注記しなければならない。

第十三条 連結の範囲に関する事項その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項は、次に掲げる事項に区別して連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

一～四 (略)

2～5 (略)

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する記載)

第十四条 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項を変更した場合には、次の各号に掲げる事項を前条による記載の次に記載しなければならない。

一 連結の範囲又は持分法適用の範囲を変更した場合には、その旨及び変更の理由

二 会計処理の原則及び手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が連結財務諸表に与えている影響の内容

三 表示方法を変更した場合には、その内容

四 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が連結キャッシュ・フロー計算書に与えている影響の内容

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記)

第十四条の二 財務諸表等規則第八条の三（第一項ただし書、第二項ただし書及び第三項ただし書を除く。）の規定は、会計基準等の改正等（同条第一項本文に規定する会計基準等の改正等をいう。次条において同じ。）に伴い会計方針の変更を行った場合について準用する。この場合において、財務諸表等規則第八条の三中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（新設）

（会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に關する注記）

第十四条の三 財務諸表等規則第八条の三の二（第一項ただし書及び

（新設）

第二項ただし書を除く。）の規定は、会計基準等の改正等以外の正当な理由により会計方針の変更を行った場合について準用する。この場合において、同条中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（未適用の会計基準等に関する注記）

第十四条の四 財務諸表等規則第八条の三の三第一項の規定は、既に

（新設）

公表されている会計基準等のうち、適用していないものがある場合について準用する。この場合において、同項第三号中「財務諸表」とあるのは、「連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(表示方法の変更に関する注記)

第十四条の五 財務諸表等規則第八条の三の四(第四項を除く。)の規定は、表示方法の変更を行った場合について準用する。この場合において、同条中「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と読み替えるものとする。

(新設)

(会計上の見積りの変更に関する注記)

第十四条の六 財務諸表等規則第八条の三の五の規定は、会計上の見積りの変更を行った場合について準用する。この場合において、同条第二号中「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と、同条第二号中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と読み替えるものとする。

(新設)

(会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の注記)

第十四条の七 財務諸表等規則第八条の三の六の規定は、会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合について準用する。この場合において、同条第二号中「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と、同条第四号中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と読み替えるものとする。

(新設)

(修正再表示に関する注記)

第十四条の八 財務諸表等規則第八条の三の七の規定は、修正再表示

(新設)

を行った場合について準用する。この場合において、同条中「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と読み替えるものとする。

(重要な後発事象の注記)

第十四条の九 (略)

(金融商品に関する注記)

第十五条の五の二 (略)

2 前項第二号口からホまでに掲げる事項については、時価の把握が極めて困難な場合には、同項本文の規定にかかわらず、注記することを要しない。この場合には、その旨及びその理由を注記しなければならない。

3 金融資産(財務諸表等規則第八条第四十一項に規定する金融資産をいう。以下この項において同じ。)及び金融負債(同条第四十一項に規定する金融負債をいう。以下この項において同じ。)の双方がそれぞれ資産の総額及び負債の総額の大部分を占めており、かつ、当該金融資産及び金融負債の双方が事業目的に照らして重要である連結会社にあつては、当該金融資産及び金融負債の主要な市場リスク(金利、通貨の価格、金融商品市場(法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下この項において同じ。))における相場その他の指標の数値の変動による損失の危険をいう。以下この項及び次項において同じ。)の要因となる当該指標の数値の変動に対

(重要な後発事象の注記)

第十四条の二 (略)

(金融商品に関する注記)

第十五条の五の二 (略)

2 前項第二号口からホまでに掲げる事項については、時価の把握が困難な場合には、同項本文の規定にかかわらず、注記することを要しない。この場合には、その旨及びその理由を注記しなければならない。

3 金融資産(財務諸表等規則第八条第四十一項に規定する金融資産をいう。以下この項において同じ。)及び金融負債(財務諸表等規則第八条第四十一項に規定する金融負債をいう。以下この項において同じ。)の双方がそれぞれ資産の総額及び負債の総額の大部分を占めており、かつ、当該金融資産及び金融負債の双方が事業目的に照らして重要である連結会社にあつては、当該金融資産及び金融負債の主要な市場リスク(金利、通貨の価格、金融商品市場(法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。))における相場その他の指標の数値の変動による損失の危険をいう。以下この項及び次項において同じ。)の要因

する当該金融資産及び金融負債の価値の変動率に重要性がある場合には、次の各号に掲げる金融商品の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。

一・二 (略)

4～6 (略)

(有価証券に関する注記)

第十五条の六 (略)

2 (略)

(削る)

となる当該指標の数値の変動に対する当該金融資産及び金融負債の価値の変動率に重要性がある場合には、次の各号に掲げる金融商品の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。

一・二 (略)

4～6 (略)

(有価証券に関する注記)

第十五条の六 (略)

2 (略)

3 流動性が乏しいことその他の事由により金融商品市場において時

価で~~有価証券を売却することが相当期間困難である場合であつて、当連結会計年度中に売買目的有価証券を満期保有目的の債券若しくはその他有価証券へ変更したとき又はその他有価証券を満期保有目的の債券へ変更したときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。~~

一 売買目的有価証券から満期保有目的の債券へ変更した場合 保有目的を変更した有価証券に係る次に掲げる事項

イ その概要

ロ 保有目的を変更した日及び変更の理由

ハ 当連結会計年度における損益

ニ 連結決算日における時価及び連結貸借対照表計上額

(削る)

3 | (略)

(注記の方法)

ホ 保有目的の変更が連結財務諸表に及ぼす影響額

二 売買目的有価証券からその他有価証券へ変更した場合 保有目的を変更した有価証券に係る次に掲げる事項

イ 前号イから八までに掲げる事項

ロ 連結決算日における連結貸借対照表計上額

ハ 保有目的の変更が連結財務諸表に及ぼす影響額

三 その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更した場合 保有目的を変更した有価証券に係る次に掲げる事項

イ 第一号イ及びロに掲げる事項

ロ 連結決算日における時価及び連結貸借対照表計上額

ハ 連結決算日における連結貸借対照表に計上されたその他有価証券評価差額金(財務諸表等規則第八条の七第三項第三号八に規定するその他有価証券評価差額金をいう。)の額

4 | 当連結会計年度前に保有目的を変更した有価証券については、当連結会計年度において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性が乏しいものについては、記載を省略することができる。

一 前項第一号に掲げる場合 同号二及びホに掲げる事項

二 前項第二号に掲げる場合 同号ロ及びハに掲げる事項

三 前項第三号に掲げる場合 同号ロ及びハに掲げる事項

5 | (略)

(注記の方法)

第十六条 第十三条の規定による注記は、連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

2 | 第十四条から第十四条の三までの規定による注記は、第十三条の規定による注記の次に記載しなければならない。

3 | この規則の規定により記載すべき注記（第十三条から第十四条の三までの規定による注記を除く。）は、第十四条から第十四条の三までの規定による注記の次に記載しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一・二 (略)

4 | 第十五条の二十二の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。この場合において、第十三条の規定による注記は、第一項の規定にかかわらず、第十五条の二十二の規定による注記の次に記載しなければならない。

5 | (略)

(純資産の分類)

第四十二条 純資産は、株主資本、その他の包括利益累計額、新株予約権及び少数株主持分に分類して記載しなければならない。

(その他の包括利益累計額の分類及び区分表示)

第四十三条の二 その他の包括利益累計額は、次に掲げる項目の区分に従い、当該項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第十六条 (新設)

(新設)

1 | この規則の規定により記載すべき注記は、第十三条及び第十四条の規定による記載の次に記載しなければならない。ただし、次の各号に定める場合は、この限りでない。

一・二 (略)

2 | 第十五条の二十二の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。この場合において、第十三条の規定による記載は、同条第一項の規定にかかわらず、第十五条の二十二の規定による注記の次に記載しなければならない。

3 | (略)

(純資産の分類)

第四十二条 純資産は、株主資本、評価・換算差額等、新株予約権及び少数株主持分に分類して記載しなければならない。

(評価・換算差額等の分類及び区分表示)

第四十三条の二 評価・換算差額等は、次に掲げる項目の区分に従い、当該項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

ならない。

一 その他有価証券評価差額金（純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額をいう。第六十九条の五第一項第一号において同じ。）

二 繰延ヘッジ損益（ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べられるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額をいう。第六十九条の五第一項第二号において同じ。）

三 土地再評価差額金（土地再評価法第七条第二項に規定する再評価差額金をいう。）

四 為替換算調整勘定（外国にある子会社又は関連会社の資産及び負債の換算に用いる為替相場と純資産の換算に用いる為替相場とが異なることによつて生じる換算差額をいう。第六十九条の五第一項第三号において同じ。）

2 前項に掲げる項目のほか、その他の包括利益累計額の項目として計上することが適当であると認められるものは、当該項目を示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

（一株当たり純資産額の注記）

第四十四条の二（略）

2 財務諸表等規則第六十八条の四第二項の規定は、当連結会計年度又は連結貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合について準用する。この場合において、同項第二号中「事業年度」とあるのは、「連結会計年度」と読み替えるものとする。

い。

一 財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金

二 財務諸表等規則第六十七条第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益

三 財務諸表等規則第六十七条第一項第三号に規定する土地再評価差額金

四 為替換算調整勘定（外国にある子会社又は関連会社の資産及び負債の換算に用いる為替相場と純資産の換算に用いる為替相場とが異なることによつて生じる換算差額をいう。）

2 前項に掲げる項目のほか、評価・換算差額等の項目として計上することが適当であると認められるものは、当該項目を示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

（一株当たり純資産額の注記）

第四十四条の二（略）

（新設）

(特別利益の表示方法)

第六十二条 特別利益に属する利益は、固定資産売却益、負ののれん発生益その他の項目の区分に従い、当該利益を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各利益のうち、その金額が特別利益の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該利益を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

(特別損失の表示方法)

第六十三条 特別損失に属する損失は、固定資産売却損、減損損失、災害による損失その他の項目の区分に従い、当該損失を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各損失のうち、その金額が特別損失の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該損失を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

(一株当たり当期純損益金額の注記)

第六十五条の二 (略)

(削る)

(特別利益の表示方法)

第六十二条 特別利益に属する利益は、前期損益修正益、固定資産売却益、負ののれん発生益その他の項目の区分に従い、当該利益を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各利益のうち、その金額が特別利益の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該利益を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

(特別損失の表示方法)

第六十三条 特別損失に属する損失は、前期損益修正損、固定資産売却損、減損損失、災害による損失その他の項目の区分に従い、当該損失を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各損失のうち、その金額が特別損失の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該損失を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

(一株当たり当期純損益金額等の注記)

第六十五条の二 (略)

2 財務諸表等規則第九十五条の五の二第二項の規定は、潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額に準用する。

2 | 財務諸表等規則第九十五条の五の二第二項の規定は、当連結会計年度又は連結貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合について準用する。この場合において、同項第二号中「事業年度」とあるのは、「連結会計年度」と読み替えるものとする。
(削る)

(潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額の注記)

第六十五条の三 | 財務諸表等規則第九十五条の五の三の規定は、潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額について準用する。この場合において、同条第二項第二号中「事業年度」とあるのは、「連結会計年度」と読み替えるものとする。

第三章の二 連結包括利益計算書

第一節 総則

(連結包括利益計算書の記載方法)

第六十九条の二 | 連結包括利益計算書の記載方法は、本章の定めるところによる。

2 | 連結包括利益計算書は、様式第五号の二により記載するものとする。

3 | 財務諸表等規則第九十五条の五の二第三項の規定は、当連結会計年度において株式併合又は株式分割が行われた場合について準用する。この場合において、同項ただし書及び同項第二号中「前事業年度」とあるのは、「前連結会計年度」と読み替えるものとする。

4 | 財務諸表等規則第九十五条の五の二第四項の規定は、連結貸借対照表日後に株式併合又は株式分割が行われた場合について準用する。この場合において、同項ただし書及び同項第三号中「当事業年度」とあるのは、「当連結会計年度」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

る。

(連結損益及び包括利益計算書)

第六十九条の三 連結包括利益計算書は、連結損益及び包括利益計算書(連結損益計算書の末尾に本章の規定による記載を行ったものをいう。)を作成する場合には、記載を要しない。

(新設)

(連結包括利益計算書の区分表示)

第六十九条の四 連結包括利益計算書は、少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失、その他の包括利益及び包括利益に分類して記載しなければならない。

(新設)

第二節 その他の包括利益

(新設)

(その他の包括利益の区分表示)

(新設)

第六十九条の五 その他の包括利益は、次に掲げる項目の区分に従い、当該項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

- 一 其他有価証券評価差額金
- 二 繰延ヘッジ損益
- 三 為替換算調整勘定

2 前項各号に掲げる項目のほか、その他の包括利益の項目として計上することが適当であると認められるものは、当該項目を示す名称

を付した科目をもつて掲記することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、持分法を適用する非連結子会社及び関連会社のその他の包括利益の項目の金額に対する連結財務諸表提出会社の持分相当額は、当該項目の名称を示す科目をもつて一括して掲記しなければならない。

4 その他の包括利益の項目の金額は、税効果の金額を控除した金額を記載するものとする。ただし、税効果の金額を控除する前のその他の包括利益の項目の金額に、税効果の金額を一括して加減して記載することを妨げない。

(その他の包括利益に関する注記)

第六十九条の六 前条第四項に規定する税効果の金額は、その他の包括利益の項目ごとに注記しなければならない。

2 当期純利益金額又は当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益の項目に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の項目ごとに注記しなければならない。

3 前二項に規定する事項は、併せて記載することができる。

第三節 包括利益

(包括利益)

第六十九条の七 少数株主損益調整前当期純利益金額又は少数株主損

(新設)

(新設)

(新設)

益調整前当期純損失金額にその他の包括利益の項目の金額を加減した金額は、包括利益金額として記載しなければならない。

- 2 前項に規定する包括利益金額については、連結財務諸表提出会社の株主に属する金額及び少数株主に属する金額に区分し、その区分ごとの金額を連結包括利益計算書の末尾に記載しなければならない。

(連結株主資本等変動計算書の区分表示)

第七十一条 連結株主資本等変動計算書は、株主資本、その他の包括利益累計額、新株予約権及び少数株主持分に分類して記載しなければならない。

- 2 連結株主資本等変動計算書は、適切な項目に区分し、当該項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。当該項目及び科目は、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の連結貸借対照表における純資産の部の項目及び科目と整合していなければならない。

第七十二条 株主資本は、当連結会計年度期首残高、当連結会計年度変動額及び当連結会計年度末残高に区分して記載しなければならない。

2
4 (略)

第三節 その他の包括利益累計額

益調整前当期純損失金額にその他の包括利益の項目の金額を加減した金額は、包括利益金額として記載しなければならない。

- 2 前項に規定する包括利益金額については、連結財務諸表提出会社の株主に属する金額及び少数株主に属する金額に区分し、その区分ごとの金額を連結包括利益計算書の末尾に記載しなければならない。

(連結株主資本等変動計算書の区分表示)

第七十一条 連結株主資本等変動計算書は、株主資本、評価・換算差額等、新株予約権及び少数株主持分に分類して記載しなければならない。

- 2 連結株主資本等変動計算書は、適切な項目に区分し、当該項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。当該項目及び科目は、前連結会計年度末及び当連結会計年度末の連結貸借対照表における純資産の部の項目及び科目と整合していなければならない。

第七十二条 株主資本は、前連結会計年度末残高、当連結会計年度変動額及び当連結会計年度末残高に区分して記載しなければならない。

2
4 (略)

第三節 評価・換算差額等

第七十三条 その他の包括利益累計額は、当連結会計年度期首残高、当連結会計年度変動額及び当連結会計年度末残高に区分して記載しなければならない。

2 その他の包括利益累計額に記載される科目は、当連結会計年度変動額を一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

第七十四条 その他の包括利益累計額は、第七十一条第二項の規定にかかわらず、科目ごとの記載に代えて、その他の包括利益累計額の合計額を当連結会計年度期首残高、当連結会計年度変動額及び当連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合において、科目ごとのそれぞれの金額を注記するものとする。

第七十五条 新株予約権は、当連結会計年度期首残高、当連結会計年度変動額及び当連結会計年度末残高に区分して記載しなければならない。

2 (略)

第七十六条 少数株主持分は、当連結会計年度期首残高、当連結会計年度変動額及び当連結会計年度末残高に区分して記載しなければならない。

2 (略)

第七十三条 評価・換算差額等は、前連結会計年度末残高、当連結会計年度変動額及び当連結会計年度末残高に区分して記載しなければならない。

2 評価・換算差額等に記載される科目は、当連結会計年度変動額を一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

第七十四条 財務諸表等規則第百四条の規定は、評価・換算差額等について準用する。この場合において、同条中「第百条第二項」とあるのは「第七十一条第二項」と、「事業年度末」とあるのは「連結会計年度末」と、「事業年度変動額」とあるのは「連結会計年度変動額」と読み替えるものとする。

第七十五条 新株予約権は、前連結会計年度末残高、当連結会計年度変動額及び当連結会計年度末残高に区分して記載しなければならない。

2 (略)

第七十六条 少数株主持分は、前連結会計年度末残高、当連結会計年度変動額及び当連結会計年度末残高に区分して記載しなければならない。

2 (略)

(発行済株式に関する注記)

第七十七条 発行済株式の種類及び総数については、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 発行済株式の種類ごとに、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の発行済株式総数並びに当連結会計年度に増加又は減少した発行済株式数
- 二 発行済株式の種類ごとの変動事由の概要

(自己株式に関する注記)

第七十八条 自己株式の種類及び株式数については、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 自己株式の種類ごとに、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数並びに当連結会計年度に増加又は減少した自己株式数
- 二 自己株式の種類ごとの変動事由の概要

(新株予約権等に関する注記)

第七十九条 (略)

2 (略)

3 第一項第二号の株式の数は、新株予約権の目的となる株式の種類ごとに、新株予約権の目的となる株式の当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の数、当連結会計年度に増加及び減少する株式の数

(発行済株式に関する注記)

第七十七条 財務諸表等規則第百六条第一項の規定は、発行済株式について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「事業年度末」とあるのは「連結会計年度末」と、「事業年度に」とあるのは「連結会計年度に」と読み替えるものとする。

(自己株式に関する注記)

第七十八条 財務諸表等規則第七十七条の規定は、自己株式について準用する。この場合において、同条第一号中「事業年度末」とあるのは「連結会計年度末」と、「事業年度に」とあるのは「連結会計年度に」と読み替えるものとする。

(新株予約権等に関する注記)

第七十九条 (略)

2 (略)

3 第一項第二号の株式の数は、新株予約権の目的となる株式の種類ごとに、新株予約権の目的となる株式の前連結会計年度末及び当連結会計年度末の数、当連結会計年度に増加及び減少する株式の数並

並びに変動事由の概要を記載しなければならない。ただし、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合の増加株式数の、連結会計年度末の発行済株式総数（自己株式を保有しているときには、当該自己株式の株式数を控除した株式数）に対する割合に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

4・5（略）

（会計基準の特例に関する注記）

第九十四条 指定国際会計基準によつて作成した連結財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 指定国際会計基準が国際会計基準と同一である場合には、国際会計基準によつて連結財務諸表を作成している旨
- 二 指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合には、指定国際会計基準によつて連結財務諸表を作成している旨

三（略）

びに変動事由の概要を記載しなければならない。ただし、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合の増加株式数の、連結会計年度末の発行済株式総数（自己株式を保有しているときには、当該自己株式の株式数を控除した株式数）に対する割合に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

4・5（略）

（会計基準の特例に関する注記）

第九十四条 指定国際会計基準によつて作成した連結財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 指定国際会計基準によつて連結財務諸表を作成している旨
- （新設）

二（略）

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第118号）

改正案	現 行
<p>様式第一号 【セグメント情報】</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意） 1．～6．（略） 7．「1．報告セグメントの概要」に関して、次の(1)又は(2)に掲げる場合に該当するときは、それぞれに定める内容を追加して記載すること。ただし、(2)により記載すべき情報のうち、一部の項目について記載することが困難な場合には、その旨及びその理由を記載することにより、当該項目に係る記載を省略することができる。また、(2)により記載すべき情報を記載することが困難な場合には、当該情報に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。</p> <p>(1) 3．に掲げる基準に基づき、報告セグメントとして記載する事業セグメントが変更になる場合 その旨及び前連結会計年度のセグメント情報を当連結会計年度の報告セグメントの区分により作成した情報（当該情報を記載することが実務上困難な場合には、セグメント情報に与える影響）</p> <p>(2) 組織構造の変更その他の事由により、報告セグメントの区分方法を変更した場合 その旨及び前連結会計年度のセグメント情報を当連結会計年度の区分方法により作成した情報（当該情報を作成することが実務上困難な場合には、当連結会計年度のセグメント情報を前連結会計年度の区分方法により作成した情報）</p> <p>8．～12．（略）</p>	<p>様式第一号 【セグメント情報】</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意） 1．～6．（略） 7．「1．報告セグメントの概要」に関して、次の(1)又は(2)に掲げる場合に該当するときは、それぞれに定める内容を追加して記載すること。ただし、(2)により記載すべき情報のうち、一部の項目について記載することが困難な場合には、その旨及びその理由を記載することにより、当該項目に係る記載を省略することができる。また、(2)により記載すべき情報を記載することが困難な場合には、当該情報に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。</p> <p>(1) 3．に掲げる基準に基づき、報告セグメントとして記載する事業セグメントが変更になる場合 その旨及びセグメント情報に与える影響</p> <p>(2) 組織構造の変更その他の事由により、報告セグメントの区分方法を変更した場合 その旨及び前連結会計年度のセグメント情報を当連結会計年度の区分方法により作成した情報（当該情報を作成することが困難な場合には、当連結会計年度のセグメント情報を前連結会計年度の区分方法により作成した情報）</p> <p>8．～12．（略）</p>

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第118号）

改正案		現行			
様式第四号 【連結貸借対照表】		様式第四号 【連結貸借対照表】			
(単位： 円)		(単位： 円)			
	前連結会計年度 (平成 年 月 日)	当連結会計年度 (平成 年 月 日)			
	前連結会計年度 (平成 年 月 日)	当連結会計年度 (平成 年 月 日)			
(略)			(略)		
純資産の部			純資産の部		
株主資本			株主資本		
資本金	×××	×××	資本金	×××	×××
資本剰余金	×××	×××	資本剰余金	×××	×××
利益剰余金	×××	×××	利益剰余金	×××	×××
自己株式	×××	×××	自己株式	×××	×××
株主資本合計	×××	×××	株主資本合計	×××	×××
その他の包括利益累計額			評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	×××	×××	その他有価証券評価差額金	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××	繰延ヘッジ損益	×××	×××
土地再評価差額金	×××	×××	土地再評価差額金	×××	×××
為替換算調整勘定	×××	×××	為替換算調整勘定	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××
その他の包括利益累計額合計	×××	×××	評価・換算差額等合計	×××	×××
新株予約権	×××	×××	新株予約権	×××	×××
少数株主持分	×××	×××	少数株主持分	×××	×××
純資産合計	×××	×××	純資産合計	×××	×××
負債純資産合計	×××	×××	負債純資産合計	×××	×××
(記載上の注意)			(記載上の注意)		
(略)			(略)		

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第118号）

改正案		現行			
様式第五号 【連結損益計算書】		様式第五号 【連結損益計算書】			
(単位： 円)		(単位： 円)			
	前連結会計年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当連結会計年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)			
	前連結会計年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当連結会計年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)			
売上高	× × ×	× × ×	売上高	× × ×	× × ×
売上原価	× × ×	× × ×	売上原価	× × ×	× × ×
売上総利益（又は売上総損失）	× × ×	× × ×	売上総利益（又は売上総損失）	× × ×	× × ×
販売費及び一般管理費			販売費及び一般管理費		
.....	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
販売費及び一般管理費合計	× × ×	× × ×	販売費及び一般管理費合計	× × ×	× × ×
営業利益（又は営業損失）	× × ×	× × ×	営業利益（又は営業損失）	× × ×	× × ×
営業外収益			営業外収益		
受取利息	× × ×	× × ×	受取利息	× × ×	× × ×
受取配当金	× × ×	× × ×	受取配当金	× × ×	× × ×
有価証券売却益	× × ×	× × ×	有価証券売却益	× × ×	× × ×
持分法による投資利益	× × ×	× × ×	持分法による投資利益	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
営業外収益合計	× × ×	× × ×	営業外収益合計	× × ×	× × ×
営業外費用			営業外費用		
支払利息	× × ×	× × ×	支払利息	× × ×	× × ×
有価証券売却損	× × ×	× × ×	有価証券売却損	× × ×	× × ×
持分法による投資損失	× × ×	× × ×	持分法による投資損失	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
営業外費用合計	× × ×	× × ×	営業外費用合計	× × ×	× × ×
経常利益（又は経常損失）	× × ×	× × ×	経常利益（又は経常損失）	× × ×	× × ×
特別利益			特別利益		
（削る）			前期損益修正益	× × ×	× × ×
固定資産売却益	× × ×	× × ×	固定資産売却益	× × ×	× × ×
負ののれん発生益	× × ×	× × ×	負ののれん発生益	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
特別利益合計	× × ×	× × ×	特別利益合計	× × ×	× × ×
特別損失			特別損失		
（削る）			前期損益修正損	× × ×	× × ×
固定資産売却損	× × ×	× × ×	固定資産売却損	× × ×	× × ×

減損損失	× × ×	× × ×	減損損失	× × ×	× × ×
災害による損失	× × ×	× × ×	災害による損失	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
特別損失合計	× × ×	× × ×	特別損失合計	× × ×	× × ×
税金等調整前当期純利益(又は税金等調整前当期純損失)	× × ×	× × ×	税金等調整前当期純利益(又は税金等調整前当期純損失)	× × ×	× × ×
法人税、住民税及び事業税	× × ×	× × ×	法人税、住民税及び事業税	× × ×	× × ×
法人税等調整額	× × ×	× × ×	法人税等調整額	× × ×	× × ×
法人税等合計	× × ×	× × ×	法人税等合計	× × ×	× × ×
少数株主損益調整前当期純利益(又は少数株主損益調整前当期純損失)	× × ×	× × ×	少数株主損益調整前当期純利益(又は少数株主損益調整前当期純損失)	× × ×	× × ×
少数株主利益(又は少数株主損失)	× × ×	× × ×	少数株主利益(又は少数株主損失)	× × ×	× × ×
当期純利益(又は当期純損失)	× × ×	× × ×	当期純利益(又は当期純損失)	× × ×	× × ×
(記載上の注意)			(記載上の注意)		
(略)			(略)		

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第118号）

改 正 案	現 行	
様式第五号の二 【連結包括利益計算書】	(新設)	
	(単位： 円)	
	前連結会計年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当連結会計年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
少数株主損益調整前当期純利益(又は少数株 主損益調整前当期純損失)	× × ×	× × ×
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	× × ×	× × ×
繰延ヘッジ損益	× × ×	× × ×
為替換算調整勘定	× × ×	× × ×
持分法適用会社に対する持分相当額	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×
その他の包括利益合計	× × ×	× × ×
包括利益	× × ×	× × ×
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	× × ×	× × ×
少数株主に係る包括利益	× × ×	× × ×
(記載上の注意)		
連結会社が営む事業のうち別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。		

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第118号）

改正案		現行			
様式第六号 【連結株主資本等変動計算書】		様式第六号 【連結株主資本等変動計算書】			
(単位： 円)		(単位： 円)			
	前連結会計年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当連結会計年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)			
	前連結会計年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当連結会計年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)			
株主資本			株主資本		
資本金			資本金		
当期首残高	× × ×	× × ×	前期末残高	× × ×	× × ×
当期変動額			当期変動額		
新株の発行	× × ×	× × ×	新株の発行	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
当期変動額合計	× × ×	× × ×	当期変動額合計	× × ×	× × ×
当期末残高	× × ×	× × ×	当期末残高	× × ×	× × ×
資本剰余金			資本剰余金		
当期首残高	× × ×	× × ×	前期末残高	× × ×	× × ×
当期変動額			当期変動額		
新株の発行	× × ×	× × ×	新株の発行	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
当期変動額合計	× × ×	× × ×	当期変動額合計	× × ×	× × ×
当期末残高	× × ×	× × ×	当期末残高	× × ×	× × ×
利益剰余金			利益剰余金		
当期首残高	× × ×	× × ×	前期末残高	× × ×	× × ×
当期変動額			当期変動額		
剰余金の配当	× × ×	× × ×	剰余金の配当	× × ×	× × ×
当期純利益	× × ×	× × ×	当期純利益	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
当期変動額合計	× × ×	× × ×	当期変動額合計	× × ×	× × ×
当期末残高	× × ×	× × ×	当期末残高	× × ×	× × ×
自己株式			自己株式		
当期首残高	× × ×	× × ×	前期末残高	× × ×	× × ×
当期変動額			当期変動額		
自己株式の処分	× × ×	× × ×	自己株式の処分	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
当期変動額合計	× × ×	× × ×	当期変動額合計	× × ×	× × ×
当期末残高	× × ×	× × ×	当期末残高	× × ×	× × ×
株主資本合計			株主資本合計		
当期首残高	× × ×	× × ×	前期末残高	× × ×	× × ×
当期変動額			当期変動額		
新株の発行	× × ×	× × ×	新株の発行	× × ×	× × ×
剰余金の配当	× × ×	× × ×	剰余金の配当	× × ×	× × ×

当期純利益	× × ×	× × ×
自己株式の処分	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×
当期変動額合計	× × ×	× × ×
当期末残高	× × ×	× × ×
<u>その他の包括利益累計額</u>		
<u>その他有価証券評価差額金</u>		
当期首残高	× × ×	× × ×
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額		
(純額)	× × ×	× × ×
当期変動額合計	× × ×	× × ×
当期末残高	× × ×	× × ×
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	× × ×	× × ×
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額		
(純額)	× × ×	× × ×
当期変動額合計	× × ×	× × ×
当期末残高	× × ×	× × ×
土地再評価差額金		
当期首残高	× × ×	× × ×
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額		
(純額)	× × ×	× × ×
当期変動額合計	× × ×	× × ×
当期末残高	× × ×	× × ×
為替換算調整勘定		
当期首残高	× × ×	× × ×
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額		
(純額)	× × ×	× × ×
当期変動額合計	× × ×	× × ×
当期末残高	× × ×	× × ×
<u>その他の包括利益累計額合計</u>		
当期首残高	× × ×	× × ×
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額		
(純額)	× × ×	× × ×
当期変動額合計	× × ×	× × ×
当期末残高	× × ×	× × ×
新株予約権		
当期首残高	× × ×	× × ×
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額		
(純額)	× × ×	× × ×

当期純利益	× × ×	× × ×
自己株式の処分	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×
当期変動額合計	× × ×	× × ×
当期末残高	× × ×	× × ×
<u>評価・換算差額等</u>		
<u>その他有価証券評価差額金</u>		
前期末残高	× × ×	× × ×
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額		
(純額)	× × ×	× × ×
当期変動額合計	× × ×	× × ×
当期末残高	× × ×	× × ×
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	× × ×	× × ×
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額		
(純額)	× × ×	× × ×
当期変動額合計	× × ×	× × ×
当期末残高	× × ×	× × ×
土地再評価差額金		
前期末残高	× × ×	× × ×
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額		
(純額)	× × ×	× × ×
当期変動額合計	× × ×	× × ×
当期末残高	× × ×	× × ×
為替換算調整勘定		
前期末残高	× × ×	× × ×
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額		
(純額)	× × ×	× × ×
当期変動額合計	× × ×	× × ×
当期末残高	× × ×	× × ×
<u>評価・換算差額等合計</u>		
前期末残高	× × ×	× × ×
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額		
(純額)	× × ×	× × ×
当期変動額合計	× × ×	× × ×
当期末残高	× × ×	× × ×
新株予約権		
前期末残高	× × ×	× × ×
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額		
(純額)	× × ×	× × ×

(純額)		
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
少数株主持分		
当期首残高	×××	×××
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額	×××	×××
(純額)		
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
純資産合計		
当期首残高	×××	×××
当期変動額		
新株の発行	×××	×××
剰余金の配当	×××	×××
当期純利益	×××	×××
自己株式の処分	×××	×××
.....	×××	×××
株主資本以外の項目の当期変動額	×××	×××
(純額)		
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××

(記載上の注意)

1.・2. (略)

3. その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えてその他の包括利益累計額の合計額を、当連結会計年度期首残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

4. その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

5. 遡及適用及び修正再表示(以下「遡及適用等」という。)を行った場合には、前連結会計年度の期首残高に対する累積的影響額及び遡及適用等の後の期首残高を区分表示すること。

6. (略)

(純額)		
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
少数株主持分		
前期末残高	×××	×××
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額	×××	×××
(純額)		
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
純資産合計		
前期末残高	×××	×××
当期変動額		
新株の発行	×××	×××
剰余金の配当	×××	×××
当期純利益	×××	×××
自己株式の処分	×××	×××
.....	×××	×××
株主資本以外の項目の当期変動額	×××	×××
(純額)		
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××

(記載上の注意)

1.・2. (略)

3. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前連結会計年度末残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

4. 評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

(新設)

5. (略)